

岸和田市健全な財政運営に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市健全な財政運営に関する条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財政計画の期間及び公表時期)

第2条 条例第14条の財政計画の期間は、策定年度の翌年度から起算し、5年間とする。

2 前項の財政計画は、毎年度策定するものとし、その公表は10月に行うものとする。

(財政指標)

第3条 条例第15条の財政指標は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算出する。

(1) 実質単年度収支（財政調整基金編入額並びに岸和田市減債基金積立額、取崩額及び編入額を含む。）
$$\text{普通会計の単年度収支} + \text{繰上償還額} + \text{財政調整基金積立額} + \text{岸和田市減債基金積立額} + \text{財政調整基金編入額} + \text{岸和田市減債基金編入額} - \text{財政調整基金取崩額} - \text{岸和田市減債基金取崩額}$$

(2) 財政調整基金等残高比率（出納閉鎖後の財政調整基金残高＋岸和田市減債基金残高）／標準財政規模×100

(3) 経常収支比率 経常経費充当一般財源の額／経常一般財源×100

(4) 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第4号に規定する算式

(抵触基準)

第4条 条例第16条の抵触基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 財政調整基金等残高比率が5%以下となった場合

(2) 将来負担比率が100%以上となった場合

(財務書類等の公表時期)

第5条 条例第20条第1項の財務書類等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に公表するものとする。

(1) 条例第20条第2項第1号及び第2号の書類 毎年度12月

(2) 条例第20条第2項第3号の書類 毎年度3月

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。